

6 飯 経 農 第 1431 号  
令 和 7 年 1 月 21 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

飯塚市長 武 井 政 一

市町村名 (市町村コード)	飯塚市 (205)
地域名 (地域内農業集落名)	津原 (津原、見田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 9月 25日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

(津原) 宅地化、都市化が進み、農業上の利用が行われる農地については減少傾向であり、すでに耕作放棄地となっている農地もある。また、地域に認定農業者等の主要な認定農業者が少なく、主に70歳前後の農業者が地域農業を支えているのが現状であり、規模縮小や離農を考えている農地もあるため、新たな農地の受け手の確保が必要。

(見田) 今年度の生産組合加入者は9名であるが、来年度は7名に減少する見込みである。今後も減少していく見込みであると、主に70歳前後の農業者が地域農業を支えているのが現状であり、規模縮小や離農を考えている農地もあるため、新たな農地の受け手の確保が必要。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物とし、地元・近隣農家が中心となって農地の維持、保全を行っていく。また、主要な担い手が少ないと、耕作可能な農地については、中間管理機構を通して主要な担い手への集積・集約を進め、水稻を地域の主要作物として耕作を継続していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	78.94 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	77.84 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	1.1 ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域としている。

保全・管理等が行われる区域については、すでに荒廃等しており農用地としての復旧が困難なところ、また直近で転用予定のある農地としている。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

地元・近隣農家が中心となって農地の維持、保全を行っていくことを基本とし、今後は農地中間管理機構を活用して、基盤整備済みの農地を中心に、担い手への農地の集積や集約を進めることも検討する。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

縮小（離農）意向の農業者について、中間管理機構を通じて担い手への農地の集積、集約を行う。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

主要な農地については基盤整備済み。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市や農業委員会、ＪＡと連携しながら、隣接する地域の農業法人や若年層の担い手を含め、担い手の集積、集約を行う。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

（津原）農業者のニーズに応じたサービス活用を検討する必要がある。

（見田）現在、一番負担となっているのが、草刈りであるので受託者がいれば進めたい。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

（津原）

①イノシシなどによる有害鳥獣被害が拡大しないよう、防護柵を設置など有害鳥獣対策を行う。

⑦地域で連携し、隣接する地域の農業法人や若年層の担い手を含めたところで、適切な農地維持管理を行う。

⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会とし、早急に変更が必要な際は生産組合長に相談の上、協議の場の参考範囲を決定する。

（見田）

①一部の農業者が電気柵の設置を行っているが、設置場所以外にもサルが出没しているので、さらに対策が必要。

⑩地域計画変更の際の協議の場は座談会とし、早急に変更が必要な際は生産組合長に相談の上、協議の場の参考範囲を決定する。